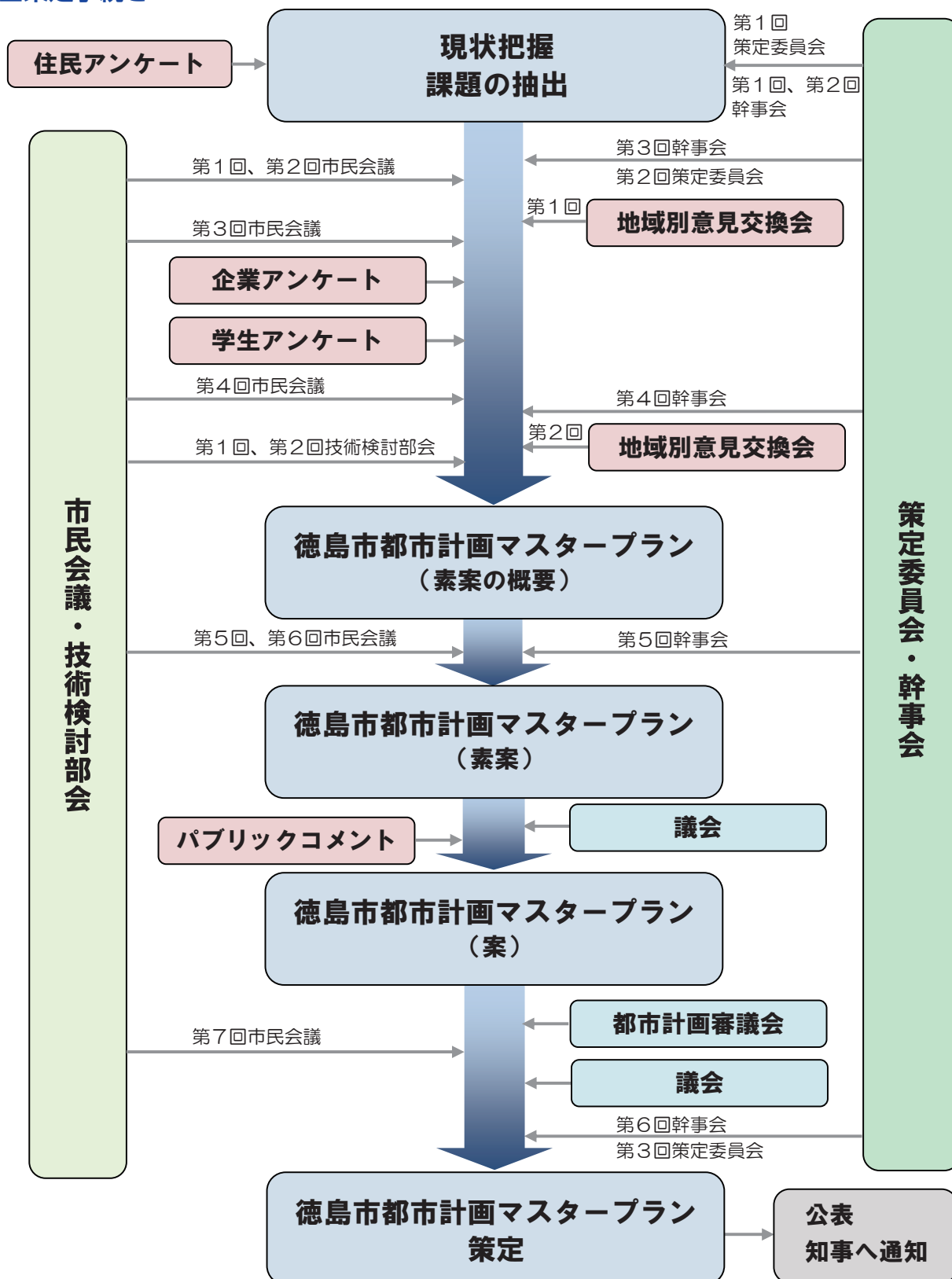


# 資 参考資料

## 1 策定経緯

### ■策定手続き



■市民参加の状況

年 度	調査・会議名	回答数 参加者数	概 要
平成 21 年度	住民アンケート	1,208 票	○まちづくりの進め方 ○お住まいの地区のまちづくり ○本市全体のまちづくり
平成 22 年度	第 1 回地域別意見交換会	195 名	○ワークショップ まちの資源や自慢の聞き取り まちづくりのアイデアの聞き取り
	企業アンケート	193 票	○事業所周辺のまちづくり ○今後の事業計画 ○本市全体のまちづくり
	学生アンケート	133 票	○本市全体のまちづくり ○まちづくりに活かしたい資源とそ の活用案
	第 2 回地域別意見交換会	168 名	○概要説明 都市づくりの理念・目標（案） （全体構想） 地域のまちづくり構想（案） ○意見交換
平成 23 年度	パブリックコメント	9 件	○徳島市都市計画マスタープラン （素案）への意見募集



第 1 回地域別意見交換会

第 2 回地域別意見交換会



■市民会議等の開催状況

年 度	会 議 名	出席者数	テ ー マ
平成 22 年度	第 1 回市民会議	20 名	○市民会議設置趣旨 ○都市計画マスタープランについて ○今後 2 カ年のスケジュール
	第 2 回市民会議	19 名	○中心市街地の活性化
	第 3 回市民会議	14 名	○人に焦点をおいたまちづくり（健康・教育・子育て環境など） ○全体構想の検討
	第 4 回市民会議	18 名	○徳島市都市計画マスタープランの構成（案） ○全体構想（案） ○地域のまちづくり構想（中間報告）
平成 23 年度	第 1 回技術検討部会	5 名	○将来都市構造
	第 2 回技術検討部会	5 名	○将来都市構造
	第 5 回市民会議	16 名	○平成 23 年度スケジュール ○将来都市構造 ○素案の概要 ○キャッチフレーズ
	第 6 回市民会議	16 名	○素案の概要 ○キャッチフレーズ
	第 7 回市民会議	17 名	○改訂案 ○マスタープランの進行管理

技術検討部会



市民会議



## ■徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する、徳島市都市計画の基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するにあたり、本市の全体構想、地域別構想等について、住民の意見を反映しながら検討し、具体的な将来像を確立させるため、徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する基本的かつ総合的な事項
- (2) 前項に掲げるもののほか、本市のまちづくりに関する事項

(構成)

第3条 市民会議は、委員22名以内で構成する。

2 委員は、知識経験等を有する者、公募市民のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、市民会議を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(技術検討部会)

第6条 市民会議の協議事項について、専門的立場から助言を得るために、技術検討部会を設置することができる。

2 技術検討部会の構成員は、その都度、必要に応じて、会長が指名する。

(任期)

第7条 委員の任期は、その任務が達成されるまでとする。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、都市整備部まちづくり推進総室都市政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

この要綱は、平成23年1月24日から施行する。

## ■徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議 委員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属	備 考
大谷 博	公益財団法人徳島経済研究所上席主任研究員	
岡山 千賀子	徳島文理大学人間生活学部児童学科講師	
梯 学	とくしま観光ガイドボランティア会会長	
川人 泰博	JA 徳島市眉山支所部会長	
喜多 順三	NPO 法人 commons 代表理事	
真田 純子	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教	
讃野 由高	公募委員	
島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
須藤 茂樹	四国大学文学部日本文学科講師（前徳島城博物館係長）	
武知 宏之	公募委員	
谷田 ゆり子	公募委員	
田村 忠之	徳島商工会議所専務理事	
中村 英雄	NPO 法人新町川を守る会理事長	
中村 正則	中昭和町1・2丁目自主防災会会長	
延 良朗	徳島県県土整備部都市計画課課長	平成23年度
林 茂樹	徳島市都市デザイン委員会会長	
原 一郎	徳島県県土整備部都市計画課課長	平成22年度
増田 義博	徳島県技術士会会長	
松崎 美穂子	NPO 法人子育て支援ネットワークとくしま理事長	副 会 長
松田 彩妙	公募委員	
松永 郁代	四国大学短期大学部人間健康科講師	
山中 英生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授	会 長

■徳島市都市計画マスタープラン策定市民会議技術検討部会 構成員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属	備 考
大 谷 博	公益財団法人徳島経済研究所上席主任研究員	市民会議委員
近 藤 光 男	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授	
真 田 純 子	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教	市民会議委員
豊 田 哲 也	徳島大学大学院ソシオ・アート・アンド・サイエンス研究部准教授	
山 中 英 生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授	市民会議会長

■庁内会議

年 度	会 議 名	備 考
平成 21 年度	第 1 回策定委員会	※策定委員会 ・主に部長級で構成。 ※幹事会 ・主に課長級で構成。
	第 1 回幹事会	
	第 2 回幹事会	
	第 3 回幹事会	
平成 22 年度	第 2 回策定委員会	
	第 4 回幹事会	
平成 23 年度	第 5 回幹事会	
	第 6 回幹事会	
	第 3 回策定委員会	

## 2 用語解説

<b>あ</b>	<b>新しい公共</b>	「官（行政）」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動等。
	<b>液状化</b>	地震の振動により砂質の地盤が一時的に液体状になり、地盤の上にある家屋などの建物が沈んだり、傾いたり、場合によっては倒れる現象。
	<b>NPO</b>	「Nonprofit Organization」の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動等を行う市民団体。
	<b>エリアマネジメント</b>	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取り組み。
	<b>LED</b>	「Light Emitting Diode」の略で、発光ダイオード。
	<b>オープンスペース</b>	公園・広場・農地など、建物が建っていない土地や敷地内の空地。
	<b>屋外広告物</b>	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板、立看板、広告塔、広告板又は建物等に掲出、表示されたもの。
	<b>温室効果ガス</b>	地球温暖化の主な原因である温室効果をもたらす気体の総称。（二酸化炭素、メタン等）
<b>か</b>	<b>開発行為</b>	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。（都市計画法第4条）
	<b>合併処理浄化槽</b>	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
	<b>環状道路</b>	都市の一部又は全体を円上にとりまく形に設けられた道路であり、外部からの通過交通を受け止め、都市部のスムーズな交通を実現するために構想された道路。
	<b>狭隘道路</b>	日常生活や緊急車両の通行に支障をきたすおそれのある道幅が4m未満の狭い道路。（細街路）
	<b>協働</b>	市民、企業、行政など複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。近年、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつ。
	<b>区域区分</b>	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。（都市計画法第7条）
	<b>景観計画</b>	都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域における良好な景観の形成を促進するために定められる計画。

公共車両優先システム (PTPS)	バス等の通行の円滑化及び定時運行の確保などにより、道路の利用効率の向上を図るものであり、バスレーンなどの交通規制施策と信号機など交通インフラを制御するシステムをあわせ持つもの。
高次な都市機能	日常生活を営む上で必要な機能を越えた質の高い商業、業務、情報、教育、文化などの都市的サービスを提供する機能。
交通結節点	様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる地点。
交通需要マネジメント	自動車の利用自粛や効率的な利用等を促して「交通需要の調整」を図ることにより、道路渋滞をはじめとする交通問題を解決する手法。
交流人口	通勤、通学及び観光、レジャー等を目的にその地域を訪れる人口。
国勢調査	人口・世帯等の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに実施。
コミュニティバス	地域共同体、若しくは、地方自治体が交通の不便な地区や高齢者の日常生活を支援するために、小回りのきく小型バスを用いて、きめ細かなサービスを行う地域密着型のバス。
<b>さ</b> 災害危険区域	地方自治体が建築基準法に基づき津波、高潮、出水等により風水害を受けやすい地域として指定するもので、建築の禁止など一定の建築制限を定めることができる地域。
残存農地	市街化区域内で宅地化が進まず、そのまま残っている農地。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。（都市計画法第7条）
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。（都市計画法第7条）
市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法、都市再開発法に基づく建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業。（都市再開発法第2条）
時差出勤	通勤時の交通混雑緩和のため、官公庁や会社で出勤時刻をずらすこと。
自主防災組織	自らが生活している地域の防災のため、火災時の初期消火や住民の避難誘導などを行う地域住民による任意の防災組織。
持続可能な都市	将来にわたり、環境にやさしい社会システムのもと、安定的な経済活動が営まれることにより、人々が健康で安全にかつ快適に生活できる都市。
指定管理者制度	公共施設等の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人や団体が包括的に代行できる制度。



住民基本台帳	市町村ごとに作成された氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したものの。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務等の都市機能の集積や公共交通等を活かした集約拠点の形成などにより、コンパクトな市街地を形成した都市構造。
生活支援機能	商店、診療所、金融機関、小学校など日常生活に必要な都市機能。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示し、それらの施策を総合的・体系的に取りまとめた計画。

た

耐震化	建築物や道路、水道管などのライフラインが、地震時に大きな被害を受けないように補強すること。
多自然型護岸	従来のコンクリートに覆われた護岸ではなく、安全性を保ちながら自然生態系をこわさず景観にも配慮した護岸。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方自治体が、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地域資源	各地域で保全や活用が期待される自然環境や歴史・文化資源など。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。
昼間人口	定住人口に他の地域から通勤、通学してくる人口を加え、さらに他の地域へ通勤、通学する人口を除いたもの。
駐車場案内システム	駐車場を探す車両及び混雑している駐車場の入口で空きを待つ車両による道路混雑解消などを目指し、地区内の各駐車場の空き情報と入口までの経路を案内するシステム。
DID 地区	国勢調査において、人口密度が 40 人 /ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。(人口集中地区)
定住自立圏形成協定	本市においては、周辺の 11 市町村と相互に役割を分担し、連携・協力することにより、人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化を図ることを目的とした協定。
低炭素型都市づくり	CO <sub>2</sub> の排出量を抑制するため、過度に車に依存せず、自転車や公共交通の利用促進等を図る環境に配慮した都市づくり。
デマンドバス	利用者の要求(デマンド)に対応して、迂回路線や乗降時刻、場所を指定することができる運行形態のバス。
特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域を補完し建築物の用途規制の強化や緩和を行う地区。

都市基盤	道路、公園、下水道など、都市の諸活動を支える基盤。
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域。(都市計画法第5条)
都市計画区域マスタープラン	都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、その区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの。(都市計画法第6条の2)
都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
都市計画提案制度	土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度。(都市計画法第21条の2)
都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、総合計画及び都市計画区域マスタープランに即して定める。(都市計画法第18条の2)
都市計画緑地	都市の自然環境の保全及び都市景観の向上を図るために設けられる緑地。
都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したもの。
都市施設	道路、公園、下水道、河川、その他公共公益施設等で、都市生活を営む上での主要な施設。(都市計画法第11条)
都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。
土地区画整理事業	一定の範囲で道路や公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図るために行われるものであり、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地の形成を図る事業。
<b>は</b> バスレーン	路線バス等の優先通行のために設けられた車線。
パブリックコメント	行政が基本的な方針に係る計画等を策定するにあたり、案を提示して広く市民に意見を求める手続き。
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をする上で障害となる段差等の物理的障害及び心理的障害を取り除いた環境。
PDCA サイクル	Plan (計画) - Do (実施) - Check (評価・検証) - Action (見直し・改善) というサイクルにより進行を管理するシステム。

ヒートアイランド現象	都市化の進展による緑地の減少やエネルギー消費の増大などにより、都市部の気温が郊外に比べて上昇する現象。
ひょうたん島	中心市街地には、新町川、助任川に囲まれた中洲があり、その形がひょうたんに似ていることから、親しみを込めて「ひょうたん島」と呼ばれている。本市では、この地域の河川空間を活かした個性ある都市環境づくりを進めている。
風致地区	都市における自然的景観（都市の風致）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地区。
防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築物の構造等を規制するもの。
防災調整池	河川沿いの低地などに人工的な池を設け、大雨の際に河川の流量を調整する施設。

<b>ま</b>	まちなか観光	文化施設や商業施設及び歴史的資源、グルメやイベント等の多様な魅力を活かした都心部における観光。
	まちなか居住	交通の便がよく、商業・文化・医療・教育施設等が充実した都心部等に居住すること。
	ミクストユース	住宅、店舗、工場などを分ける従来の土地利用から、多様な機能を複合的に集約し、生活の利便性を高めるといふ土地利用の考え方。

<b>や</b>	夜間人口	国勢調査による人口の基本となるもので、人が在住する場所における人口。（定住人口）
	優良農地	一団のまとまりのある農地や生産性が高い農地など良好な営農条件を備えた保全を促進すべき農地。
	ユニバーサルデザイン	特定の人を対象とせず、すべての人が利用可能であるように、製品、建物、環境等に配慮した設計（デザイン）を行うこと。
	用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業などの良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。

<b>ら</b>	臨港地区	港湾における様々な活動の円滑化や港湾機能を確保し適正な管理・運営を行うために定める地区。
	連続立体交差事業	鉄道を高架化、あるいは地下化することで、道路との交差部分が連続的に立体交差化する事業。

<b>わ</b>	ワークショップ	市民、行政、専門家等が同じ立場で相互のコミュニケーションを大切にしながら特定のテーマについて討議し、結論を出す手法。
----------	---------	--

徳島市都市計画マスタープラン  
平成24年3月

発行：徳島市

編集：都市整備部 まちづくり推進総室  
都市政策課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL:088-621-5493 FAX:088-621-5273

この冊子は再生紙を使用しています。



この冊子は環境に配慮した「大豆油インキ」を使用しています。